

告示

埼玉県告示第四百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		所在地		サービスの種類		廃止年月日	
医療法人社団庄和会 庄和中央病院		春日部市上金崎二八		介護療養型医療施設		平成二十四年八月三十一日	
医療法人社団明日佳 埼玉あすか松伏病院		北葛飾郡松伏町 松葉一―五―七		介護療養型医療施設	介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防居宅療養管理指導
短期入所療養介護		平成十七年十月一日					

医療法人社団敬寿 会 わらび北町病 院		医療法人眞美会 麻見江ホスピタル		医療法人三光会 そのべ病院		秩父生協病院			秩父第一病院			医療法人靖和会 飯能靖和病院		医療法人社団協友 会 吉川中央総合 病院	
蕨市北町一―二 四―五		比企郡鳩山町大 橋一〇六六		本庄市千代田三 ―四―二		秩父市阿保町一 ―一―一			秩父市中村町二 ―八―一四			飯能市下加治一 三七―二		吉川市平沼一―一	
介護予防短期入 所療養介護	介護療養型医療 施設	短期入所療養介 護	介護療養型医療 施設	短期入所療養介 護	介護療養型医療 施設	介護予防短期入 所療養介護	介護療養型医療 施設	短期入所療養介 護	介護予防短期入 所療養介護	介護療養型医療 施設	短期入所療養介 護	介護療養型医療 施設	短期入所療養介 護	介護療養型医療 施設	
令和六年三月三十 一日		平成二十二年三月 三十一日		平成十七年十月一 日		平成三十年三月一 日			平成二十年九月三 十日			令和六年三月三十 一日		平成二十四年九月 一日	

医療法人寿鶴会 菅野病院							ピッラ・ベッキア 在宅介護支援セン ター	老人保健施設ビッ ラ・ベッキア				所沢市医師会ヘル パーステーション	ファームイン	豊里介護サービス
和光市本町二八 ―三							秩父市寺尾二七 四四	秩父市寺尾二七 四四				所沢市上安松一 二八三―四	新座市畑中一 一〇―八	深谷市血洗島三 五二―四
介護予防訪問看 護	介護予防居宅療 養管理指導	介護予防訪問リ ハビリテーション	短期入所療養介 護	居宅療養管理指 導	訪問リハビリテ ーション	介護療養型医療 施設	居宅介護支援	介護予防短期入 所療養介護	介護予防通所リ ハビリテーション	介護老人保健施 設	短期入所療養介 護	通所リハビリテ ーション	訪問介護	訪問介護
令和六年三月三十 一日						平成三十一年四月 一日	令和六年三月三十 一日	令和六年三月三十 一日				令和六年一月三十 一日	令和五年十二月三 十一日	平成二十七年九月 三十日